

環境省告示第三十九号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十八条の第十五第一項の規定に基づき、指定海域を次のように指定することとしたので、同条第二項及び特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）第十四条の規定に基づき、公示する。

平成二十八年 三月三十一日

環境大臣 大塚 珠代

北緯四十二度三十七分四十七秒・〇二東経百四十一度三十八分四十八秒・〇四の点、北緯四十二度三十六分一秒・九九東経百四十一度三十八分四十二秒・〇三の点、北緯四十二度三十五分三十八秒・〇九東経百四十一度三十七分三十八秒・九八の点及び北緯四十二度三十七分四〇秒・六〇東経百四十一度三十七分五十七秒・六四の点を順次結んだ線並びに陸岸により囲まれた海域

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から適用する。